改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向

令 和 7 年 4 月 9 日
特許庁審査第一部意匠課

令和２年4月１日に、特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）が施行され（一部の規定を除く）、我が国意匠法において、新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになりました。また、関連意匠制度も拡充され、本意匠の意匠公報発行後（基礎意匠の出願から10年を経過する日前まで）も関連意匠の出願が可能となりました。

これらの意匠の出願状況については、多くの企業等の皆様から高い関心が示されています。そこで、当面の間、これらの意匠登録出願状況について、以下のとおりお知らせします。

１．新たな保護対象についての意匠登録出願件数

（令和７年4 月 1日時点で取得可能なもののみ）

	画像	建築物	内装
意匠登録出願件数	6,987	1,897	1,263

２．新たな保護対象についての登録件数

（令和７年4 月1日時点で取得可能なもののみ）

	画像	建築物	内装
登録件数	5,227	1,454	863

上記１．の意匠登録出願件数には現に審査中のものも含まれており、上記登録件数／上記意匠登録出願件数が登録率となるわけではありません。

３.関連意匠についての意匠登録出願件数

（令和７年4月1日時点で取得可能なもののみ）

本意匠の公報発行前の出願	16,628
本意匠の公報発行後の出願	4,076

※ 上記の「画像」「建築物」「内装」は、統計取得の都合上、以下の定義に基づいて取得しています。
（意匠法上の定義と完全に一致しているわけではありません。）

- 「画像」は、日本意匠分類 N3 台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「ＧＵＩ」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上。（「ＧＵＩ」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む。）
- 「建築物」は、日本意匠分類 L0-0、L2～3 台（L3-7 を除く）が付与された意匠登録出願を計上。ただし、通常主として物品を対象とする分類（L2-52 台：ブロック、L3-2020：住宅衛生設備室　等）が付与されたもの、又は意匠に係る物品の欄の記載に「組立」の語を含むものを除く。
- 「内装」は、日本意匠分類 L3-7 台が付与された意匠登録出願を計上。

※ 登録件数は、上記の定義に基づき、公報発行件数をカウントしています。

※ 関連意匠についての意匠登録出願件数のうち、本意匠の公報発行前の出願については、令和２年４月以降の出願を計上。

※ 出願されてから取得可能となるまでに平均３日程度かかります。また、書面による出願の場合、１か月以上かかることがありますので、上記数値に含まれていない場合があります。

※ ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の件数は含んでいません。